

熊本県職員内部通報制度の令和6年度の運用状況について

熊本県職員内部通報制度（平成18年4月1日運用開始）の令和6年度の運用状況は次のとおりです。

1 内部通報の状況

通報件数	受理件数	不受理件数
1件	1件	0件

2 処理完了した事案の概要

受付日	通報内容	調査結果等
R7.2.24 【受付者】 公益通報委員	県の委託事業における県担当職員の、委託先からの相談を気に留めない態度、無責任な言動、委託先への訪問を断る行為は、職務怠慢であり違法である。	委託契約上、県に委託先の訪問は義務付けられておらず、当該担当職員は書類審査等の担当事務を遂行していることから、違法行為は認められない。 担当職員の発言について、指摘の事実は確認できなかったが、電話対応等で誤解を招くことがないように、担当職員の所属において各職員を対象に接遇の指導が行われている。